

# 令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和6年4月10日（水）

【開会】 14時10分

【閉会】 15時43分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

生涯学習部長 大島 直樹

健康給食推進室 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 豎月 基

総合教育センター総務室長 村石 恵子

指導課担当係長 畑山 拓登

総合教育センター総務室課長補佐 長島 泰子

生涯学習推進課長 山口 弘

カリキュラムセンター担当課長 鷗木 朋和

生涯学習推進課担当課長 米井 克子

指導課長 新田 憲

生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実

指導課担当係長 横山 遼

生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一

指導課担当課長 北島 正

生涯学習推進課担当係長 横田 和也

指導課指導主事 武田 弦

庶務課課長補佐 桐生 真由美

指導課指導主事 塚野 剛史

庶務課職員 曾根 一真

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

## 【署名人】

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

( 1 4 時 1 0 分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

この4月に西井委員が新たに教育委員に就任されました。西井委員から一言御挨拶をお願いします。

【西井委員】

御紹介いただきました西井孝明でございます。この度4月1日付けで教育委員を拝命いたしまして、先ほど辞令を頂戴してまいりました。緊張しておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

私、味の素で今、特別顧問ということで2年前まで味の素の社長をしておりまして、社会人生活を43年、味の素で過ごしてまいりましたが、実は115年もある会社の歴史の中で、川崎事業所というのは常にマザーファクトリー、最大の従業員を抱えている事業所でございます、3,000人ぐらい今、国内の3分の1ぐらいが川崎にいる。特に若い子育て世代が圧倒的に多い職場になりまして、そういう面ではいろんな立場で自分自身の孫を育てているという、そういう立場もありますし、私も娘二人が小学校入学まで矢向幼稚園、幸区の戸手小学校でお世話になったということもありますし、加えて先ほど言いましたように、従業員たちの子弟が川崎にお世話になっているという観点で、経営者ということよりは、そういう市民の目に近いような意見も踏まえて、お役に立てればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小田嶋教育長】

よろしくお願いいたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

では、本日の会期は、14時00分から15時45分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

2月の臨時会及び3月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

#### 4 傍聴（傍聴者 7名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

#### 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、議案第5号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの議案等を非公開とすることに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの議案等は非公開とすることに決定いたしました。

なお、議案第5号につきましては、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

#### 6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員にお願いいたします。

## 7 請願審議

請願第2号（令和5年度）2025年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書について

### 【小田嶋教育長】

それでは、請願審議に入ります。

令和5年度請願第2号「2025年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書」について、審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますのでお願いしたいと思います。

それでは、ただ今から10分程度でお願いしたいと思います。どうぞ。

### 【請願者】

よろしく申し上げます。請願の陳述をしたいと思います。

請願の趣旨でありますけれども、私は、教育を考える川崎市民の会が3月13日付けで教育委員会に提出した、「2025年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書」の審査に対して陳述するものですが、今年の教科書採択は4年に一度の中学校教科書の採択の年に当たっておりますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する、いわゆる地教行法の趣旨に即した採択が行えるよう請願を提出したものです。

地教行法は2014年と、ほぼ10年近く前ですが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。という趣旨のもとに改訂されたわけなんですけれども、こと教科書の採択に関しては、総合教育会議というものを設けると、設けられたわけですが、そこではなく、今までどおり教育委員会会議で行うものと通達も出ているんですよ。

つまり、首長は様々な政党の推薦や指示によって選挙で選ばれるわけですが、当然一定の政治的主張があるわけで、教科書の採択に関して自身の政治的主張に即した教科書を選ぶことになり、教育の政治的中立性を侵すことになりかねないことから、地教行法で新たに設けられた首長が主催する総合教育会議で教科書採択を行ってはならず、今までどおりの教育委員会会議での採択を行うと、取り立てて明記したものであります。

また、地教行法改定に際しての文科省初等中等教育局長の通知の第二、教育委員会については、教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、教育委員会の現状に関する調査、文部科学省が実施の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があることと述べてあります。

つきましては、教科書採択事務手続のうち、地域住民の民意を十分に反映するために有用と思

われる取組を今までもやってこられたというわけですが、それを維持されるとともに、一層の改善を行うことが必要であると考え、以下の請願事項を提出したものであります。

請願事項1、市内7区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が教科書をよく読めるように展示期間を長くすること。なお、1日の展示時間は18時までとなっているんですけど、17時に大体終わるとして駆けつけるとぎりぎりなんですよね。

なので、19時までには延ばすことや、昼休み、そこにいる人が昼食を取るんで駄目なんですよ。なので、12時から13時まで職員を配置して教科書を読めるようにすること。

今、最近、教科書展示場に教科書そのものね、QRコードが結構入っていますので、QRコードが見られるような機材と環境を整備すること。全ての人がスマホを持っておられるとは限らないので、ぜひお願いしたい。

採択に当たっては、教職員の意見を取り入れるようにすること。これはいいと思いますが。

4番、ほかの教育委員会で行っているところもあるので、採択時のネット中継を行っていただいて、後日そのビデオが見られるようにすることもぜひお願いしたい。

それから、5番目、教育委員会の教科書採択に関わる会議実施に当たっては、従来どおり傍聴希望者の全てが傍聴できる施設と休日に採択を行うこと、以上、5つあります。

以上、2024年4月10日、教科書を考える川崎市民の会、橋本清貴。以上であります。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。以上で陳述は終了させていただきます。

それでは、傍聴席にお戻りください。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきたいと思います。

では、次に事務局からの説明をお願いいたします。

#### 【村石総合教育センター総務室長】

それでは、令和5年度請願第2号につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー01、請願第2号資料の1ページを御覧ください。

初めに、「1 教科書採択の流れについて」でございますが、令和7年度に中学校で使用する教科用図書は、川崎市教科用図書選定審議会の答申を参考に、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に採択を行います。

同審議会が答申を行うに当たっては、各中学校の校内調査研究を取りまとめた報告等を参考に審議します。2ページの図1は、採択手順をフロー図にしておりますので、御確認ください。

1ページにお戻りいただき、「2 令和6年度教科用図書展示会について」でございますが、展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、毎年開催するもので、その開始時期及び期間は、文部科学省の告示により指示されるものです。本市におきましては、この期間を踏まえ決定しております。会場及び日程につきましては、3ページの表1にお示ししております。

4ページを御覧ください。

「3 教科書採択に係る教育委員会会議の開催状況について」でございますが、直近で小学校及び中学校の採択替えを実施した会議の開催状況を記載しております。なお、下段の米印のとおり、小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に

関する法律施行令第15条により、同一の教科用図書を採択する期間は4年となっており、令和6年度現在、小学校は令和5年度、中学校は令和2年度の採択図書を使用しています。

5ページを御覧ください。

「4 請願事項に係る本市の考え方」でございますが、各請願事項についての本市の考え方を御説明いたします。

まず初めに、「(1) 請願事項1について」でございますが、本市においては、多くの方に展示会にお越しいただけるよう、文部科学省告示で指示された期間より拡大して開催しております。また、3ページ、表1でお示した会場のうち、中原区の教育会館を除く7会場においては、土曜日及び日曜日も開催してまいります。

なお、展示会場に配置する職員については、各会場1名、勤務条件を1日につき7時間までとしております。職員の休憩時間を設定する必要もあることから、昼休みの開場や展示時間の19時までの延長は行わないこととしております。

6ページを御覧ください。

次に、「(2) 請願事項2について」でございますが、休憩時間等の施設が難しい会場もあり、管理方法等のセキュリティー面でも課題があるため、機器の設置は行わないこととしております。教科用図書に記載されているQRコードは、スマートフォンやタブレット端末等で読取り、内容を確認することが可能であるため、汎用的なQRコードの読取り方の案内を展示会場に掲示します。

次に、「(3) 請願事項3について」でございますが、教科用図書の採択に当たっては、教育委員会は、各中学校の校内調査研究を取りまとめた報告等を踏まえ審議された選定審議会の答申の内容を参考としながら審議し、最終的にその責任と権限の下、公正かつ適正に教科用図書の採択を行っております。

7ページを御覧ください。

次に、「(4) 請願事項4について」でございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条の規定により、傍聴人による会議の録音等を原則禁止しており、インターネット中継を実施した場合、それを閲覧している方は、会議の録音が可能となることから、中継は行わないこととしております。

最後に、「(5) 請願事項5について」でございますが、例年、教科用図書採択の会議を開催していた川崎市総合教育センター第1研修室は、令和6年6月から改修工事を予定しているため、今年度は、昨年度の傍聴人の定員と同数の傍聴席が設置可能な高津市民館大会議室での開催を予定しております。

また、会議日程につきましては、市民の皆様が傍聴しやすいよう、平成29年度以降、毎年日曜日に開催しておりますので、今年度も同様に開催してまいります。

令和5年度請願第2号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

説明は、以上でございます。

それでは、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に質問等はございませんか。

芳川委員、どうぞ。

**【芳川委員】**

御説明ありがとうございます。

この表1を見ていきますと、昨年度が展示日数は82日で、令和6年度は83日というふうに書いてございますが、これはそれぞれの施設について再度打診をして可能最大限な期間と、あと、時間などで決めているものでしょうか。説明があればお願いします。

**【小田嶋教育長】**

表1ですね。お願いします。

**【村石総合教育センター総務室長】**

基本的に市民館ギャラリーは、6日までというふうになっているところ、そういう決まりがございます、施設ごとに最大限の展示期間としております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

請願事項3に関連することなんですけども、教職員の意見を取り入れるということについて、今の川崎市の仕組みは十分、先生方の意見を取り入れながら採択しているという仕組みを取っているのは私もよく分かっております。先ほどの説明でも、そのようにされていたと思います。

ただ、一応確認したいのは、個々の先生方がそうやって校内調査研究の前段階として、自由に教科書を見るということが、どのような条件のもとにできているのかなというのがちょっと気になりますので、個々の先生方が教科書を見るためにどのような形で、先生方に対してどう公開されているかというのを教えていただけるとでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【村石総合教育センター総務室長】**

全ての学校教職員を対象とした閲覧の期間であるとか、方法というようなものは特別に設けていないところではありますけれども、総合教育センター及び教育会館におきましては、一般公開の展示期間以降も教科書見本を閲覧することができるにはしていくところでございます。

以上でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

ありがとうございます。ということは、先生方は御自身の仕事もありますので、そう簡単には

行けないと思いますが、総合教育センターとか教育会館で比較的、自分の時間をうまくやりくりしながら、自由に見るということはできるという理解でよろしいでしょうか。

【村石総合教育センター総務室長】

左様でございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

ありがとうございます。ちょっと質問が1点なんです。私、今日初めてなものですから、すごく基礎的な質問になってしまうかもしれません、お許してください。

閲覧されている方、先ほどの議論のところかというと、一般の市民の方がどのぐらい、先生方はね、勉強だったり、仕事だったりとかというのはあると思いますが、一般市民の方はどの程度閲覧されているかというのは、実記録で展示会場ごとに分かっているものですか。

もし分かっているとしたら、それはいわゆる経年ごとにどういう変化があるかという辺りも押さえておられますか。

【小田嶋教育長】

今、データありますか。

【長島総合教育センター総務室課長補佐】

昨年度の分は今、データを持ってきているんですけども。すみません、その前のものは職場に戻らないと。

【西井委員】

分かりました。ありがとうございます。ちゃんとデータがあるということは、それぞれ今回は時間を少し工夫しました。こういうふうにやりました、工夫しましたということをやると、どういう効果があったのかというのは、追いかけることはできますよね。ぜひ次回の説明は、そういうふうにしていただけると1個1個の打ち手がちゃんと功を奏しているかなと、市民の皆さんが見られている状況を作れているかなということが確認できると思うので、そういったことがあると、うまくいった時はこれもっとやろうと、そうじゃないときはちょっと見直ししようよというふうにできるんじゃないかなと思いましたので、走りながらぜひお考えください。

【小田嶋教育長】

昨年度の実績、データはあるんですか。それ御紹介いただいていいですか。

【長島総合教育センター総務室課長補佐】

施設ごとでよろしいですか。全体。

【西井委員】

まず、全体で結構です。

【村石総合教育センター総務室長】

教科書展示会、令和5年度分だと全体では来場者数が675人になっております。

施設ごとで、まず総合教育センターが23人、教育会館は67人、教育文化会館プラザ大師が40人、教育文化会館は26人、幸市民館が57人、宮前市民館124人、多摩市民館は104人、麻生市民館が234人でございます。

【小田嶋教育長】

合計で675人の方が来場されているということですね。

西井委員、よろしいでしょうか。

【西井委員】

はい、それで結構です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

請願事項の2番に関わることなんですけれども、QRコードに関わることで、機材の準備はセキュリティの面から難しいということも私も理解しているんですが、環境的などところで電波状況などの調査はされているのでしょうか。

【村石総合教育センター総務室長】

これまで、各会場の電波環境についてというのを調査しておりませんので、今年度は改めて電波状況などは確認したいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

では、そのようにお願いします。

ほかにはいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

QRコードのところなんですけども、幅広い年齢層の方に見ていただくことを考えると、やはりスマホを持っていて当たり前なので、どの世代の層にも言えるんですけど、でしたら例えば、機械を扱い慣れていない年齢層の方が、その機械がそこに貸出しがあるからといって、スムーズにその教科書のQRコードからそのページに飛んで見るのは、なかなかちょっともしかしたらハードルが高いかもしれませんよね、御自身が持っていないので。

なので、そうしましたら教科書会社のほうの例えば自分の教科書を見ていただくときに、このページから飛ぶと、こんな画面になっていますよみたいな、そんな資料がついている教科書とかは実際あるんですけど、私は教科書採択のところを自分でQRコードを写して見たので、そこは拝見したいんですけども、そういう展示の御努力されているような会社とかはあるんでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

恐らく今回新しくなった教科書はさらにそうなんですけど、結構膨大なQRコードを入れていて、今おっしゃったような大量資料を用意するというのは、現実的にちょっと多分厳しいのではないかなというふうに思います。

実際そういう資料については、用意していませんよね。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。よろしいですか、質問のほうは。

それでは、この請願第2号の取扱いに関する御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、芳川委員、お願いします。

**【芳川委員】**

いくつかの例はあるんですけども、まず先ほど質問させていただいたように、展示会に関する請願事項については職員に休みを与えなくてははいけませんし、5日以上連続して使用できる会場も限られていると思いますので、そうすると、また18時から19時に変更していただきたいということなんですけれども、今度はセキュリティー上の問題などが発生するのではないかなというふうに思いますので、そういう意味ではこの件については、請願の1番については、不採択になるのかなと思います。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

今、請願事項1について、対応できないということで、不採択でいいという御意見。

**【芳川委員】**

そうです。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

これまでも、告示で指示された期間である14日より多い日数で展示会を開催したりしています。それから、教育委員会も大きな会場で行うということで市民の方々に配慮した取組もしてきたと考えています。

教育委員会は、これまで日曜日にこの教科書採択を、教育委員会は日曜日に開催しています。平日に傍聴が難しい方に十分配慮しているというように考えています。

それから、インターネット中継については、会議録が公開されているということがあるので、市民の方々が教育委員会の会議での議論が確認できる機会が確保されていると考えています。

特に、このインターネット中継については、今、傍聴の規則は録音禁止というふうになっていますので、それとの整合性を考えると、現時点でインターネット中継の実施を決定するというのは、難しいのではないかとこのように考えます。

以上のことから、今回は不採択が妥当ではないかとこのように考えております。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ただ今、芳川委員と田中委員から本請願につきまして、不採択でいいのではないかと御意見いただきましたが、異なる御意見の方、いらっしゃいますか。

よろしいですかね。

**【田中教育長職務代理者】**

これは採択、不採択の意見というよりは、今後のことで先ほど西井委員のほうから御指摘ありましたけど、やっぱり毎年やってきて、いろんな方法について見直すべきこともあるかもしれません。

ですので、今回ちょうど西井委員からの意見が出たということもありますので、今回採択が終わった時点で、この閲覧された方の人数であるとか、会場別の違いとか、いろいろ現場で職員が見聞きして閲覧した方から聞いた話とか、そういうのを全部総合して把握し、振り返りをしながら来年度以降の公開の方法をさらにいいものにしていくということは、事務局としても検討していくということはぜひお願いしたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

では、私のほうでまとめたいと思います。

教科書採択につきましては、毎年行っておりまして、この採択に関わる請願も毎年出されています。毎年いろいろな視点から御要望もいただいているところですが、本市では、それらの御要望に対してできる限り応えようという姿勢で、毎年可能な範囲での改善を図ってきております。

このことにつきましては、今回、西井委員が初めてということなのですが、それ以外の委員の皆さんについては十分御承知のことと思いますので、西井委員につきましても、そのような本市の姿勢については共有していただければというふうに思います。

それで、請願事項3、教職員の意見を取り入れることにつきましては、説明にもありましたけど、各中学校の校内調査研究を取りまとめた報告書を踏まえて、それで審議された教科用図書選定審議会での答申を参考にして、教育委員会会議で教科書採択を行っています。そのような形で、教員の意見を反映させているということがございます。

請願事項5につきましては、従来どおり全ての傍聴希望者が傍聴できる施設ということですが、今年は例年使用しています総合教育センターの第1研修室が工事が入っているということで、同程度の定員である高津市民館大会議室を会場とするということでした。

また、まだ正式には日程等も公表していませんが、例年どおり日曜日の開催を考えているということだと思います。以上のことが確認できました。

しかしながら、請願事項1、展示時間の延長ですとか、昼休みの対応ということにつきましては、各会場に1名配置した職員の勤務条件の上、展示時間の延長は難しいということ。

あと、請願事項の2、QRコードに関しましては、職員不在時の施錠ができない会場もあって端末の設置がやはり困難であるということ。

請願事項4、これは採択時のネット中継に関しましては、インターネット中継を実施することで録音が可能となって、川崎市教育委員会傍聴人規則で原則禁止している録音ということに触れてしまうということになります。以上のことが確認できたかと思えます。

以上の点から考えまして、請願事項の一部は実施が困難な状況ですので、本請願の取扱いといたしましては、不採択としたいと考えますが、不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

## 8 報告事項 I

### 報告事項No. 1 請願第3号（令和5年度）の報告について

**【小田嶋教育長】**

続きまして、報告事項Iに入ります。

報告事項No. 1「令和5年度請願第3号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは、報告事項N o. 1「令和5年度請願第3号の報告について」、御説明させていただきますので、ファイルナンバー02、報告事項N o. 1のファイルをお開きください。

教育委員会宛ての請願を受け付けましたが、教育委員会へ御報告をする前に、請願者が取下げ願を出され、それを受け付けましたので、御報告するものでございます。

請願書受理年月日、件名、請願者、取下げ願の受理年月日は、表に記載のとおりでございます。説明は、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項N o. 1は終了といたします。

## 9 議事事項 I

### 議案第1号 令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項 Iに入ります。

議案第1号「令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

**【新田指導課長】**

では、議案第1号「令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」、御説明させていただきます。

それでは、ファイルナンバー03、議案第1号の1ページを御覧ください。

初めに、令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針について御説明いたします。

1の「目的」でございますが、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、教科書そのほかの教材の取扱いに関することについては、教育委員会の職務権限とされているところでございます。

2ページを御覧ください。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和7年度に使用する教科用図書を教科書目録に登載された教科用図書の内から採択いたします。なお、学校教育法附則第9条に規定する学校等におきましては、教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書も使用できるとされております。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択方針及び採択等は公開し、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は1地区といたします。3ページを御覧ください。

川崎高等学校附属中学校及び高等学校は、学校ごとに、特別支援学校及び特別支援学級は、一括で採択を行います。

次に、「(7) 採択時期」でございますが、8月31日までに行うものといたします。4ページを御覧ください。

3の「教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「調査審議の観点」でございますが、「ア 学習指導要領との関連」、「イ 編集の趣旨と工夫」、「ウ 内容」、5ページにお進みいただき、「エ 構成・分量・装丁」、「オ 表記・表現」の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

次に、4の「教科用図書の採択手順」でございますが、初めに(1)の小学校で使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に、(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校で使用する教科用図書につきましては、新たに採択を、8ページをちょっと御覧いただきまして、8ページの採択の手順フロー図①のとおり行い、(3)の高等学校で使用する教科用図書、1枚おめくりいただき、6ページの(4)の特別支援学校等で使用する教科用図書につきましては、9、10ページのフロー図②③のとおり行います。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

5の「教科用図書展示会」でございますが、本年6月7日から7月31日までの期間におきまして、お示しの8か所で実施いたします。

8ページから10ページにつきましては、先ほど御説明しましたフロー図となります。

審議会では、調査研究等の報告を参考に審議し、その審議結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年、教科用図書を採択していただいております。

11ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。

次に、12ページを御覧ください。

「令和7年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。諮問内容は、記載のとおりでございます。

次に、13ページを御覧ください。

本議案を御承認いただけましたら、川崎市教科用図書選定審議会に諮問し、手続を進めてまいります。

また、14ページから17ページまでには、教科用図書選定審議会の設置根拠である川崎市附属機関設置条例を掲載しております。

説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等あればお願いしたいと思います。

西井委員。

**【西井委員】**

御説明ありがとうございます。

私のほうから1点質問なんですけれども、先ほどフロー図の②というところを分かりやすくまとめていただいているんですが、これを拝見しますと、川崎市教科用図書選定審議会の約20名のオーソリティーズの皆さんというか、非常に重要な役割を果たされるのかなというふうに改めて思いました。

この審議会のメンバーというのは、誰がどのようにして決められるんでしょうかというのが質問です。

**【小田嶋教育長】**

選定審議会委員のメンバーをどう選定しているか。お願いします。

**【新田指導課長】**

こちらにつきましては、学識経験者については更新時に推薦いただくなどにより、委嘱させていただくような形でございます。

学校関係者につきましても、学校の各校長等につきまして、推薦をお願いしまして、選出させていただいているところでございます。

そのほか、学校関係者のほうの任命と委嘱という形があるんですけども、学校関係者、各学校のPTAのほうにも選出をお願いしているところでございまして、川崎市の職員から1名選出させていただいているところでございます。

以上でございます。

**【西井委員】**

大変分かりました。ありがとうございます。

よく企業でも、誰を次の社長にするんだとか、誰を取締役にするんだとかというところは、結構、透明性が求められていて、今回、教科書なんですけど、これも最後どういう方向で決まるかということ、教科書選定の大きな大項目、流用しなきゃいけない公平性とか、そういう観点で考えたときに、最後に上がってきた答申を教育委員会のメンバーがその是非をね、どうこう言えるという感じじゃないと思うんですよ。それぞれ専門家の方が皆さん推してこられるわけですね。

そうすると、ここで何をチェックするのかというのは、まさに審議委員のメンバーが適切かどうか。それから、ちゃんと倫理や公平性みたいなことが担保されているかどうかということ自体がね、これを教育委員会がしっかり審議をしていくというか、これが実は教育委員会の役割なんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ちょっとそういう観点でね、もうちょっと今の説明のところに加えて、誰がどういうことの役割を特に20人の審査員の方々がどのぐらいやっておられるのか。それがどういうふうにして選ばれたのか、そのほかに代案がなかったのかどうかという辺り、推薦されたからちゃんとやられましたよということじゃなしに、そこについての議論がちょっと必要なんじゃないかなというふうに、これはここに書かれていないことなので、どういうふうにするんだというのが事務方の手続上、どういうことがあるのか、あるいはそれが本当に妥当かどうかということも含めて、もうちょっと議論しなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、ちょっとそういう問題を感じましたので、意見を申し上げさせていただきます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。少し私からも補足しますと、学識経験者は、大学の先生が2名か3名入っているかな。学校教育関係者もさっきありましたように、校長会から代表の先生方が各種校長、小学校、中学校、高校、特別支援学校から入っています。

あと、保護者の代表として、市のPTA協議会のほうにお願いして、各区から代表を選出している。市の職員は、学校教育部長が代表で一人入っているという形になります。

それで、各自治体教育委員会で教科書採択の方法はいろいろあるんですけど、この選定審議会的な審議会をつくっている教育委員会も多いですが、いろいろなんですね。教育委員会によっては、この審議会がある程度、教科書を絞って、教科書を具体的に挙げてきたものを答申するという形もありますが、本市の場合は、さっき少し説明もありました各学校で調査研究したもの、それを各教科ごとに教科の先生方が集まって、それを各学校からのものをさらにまとめて、各教科書の特色等を一覧にまとめるという作業をします。

それを基に、選定審議会は選定審議会で、そういった下から上がってきた情報を基に、各教科書の特徴等をまた新たな視点で、今言った委員の皆さんの目でもって、それをまた確認してつくり上げていくと、それが答申されていきます。

ですので、各具体的な教科書を、これがいいとか、これは駄目だとかという書きづけをされたものが上がってくる形には、川崎はなっていないんですね。あくまでも、そういったいろいろな視点から上がってきた資料を基にして、我々は我々の責任と権限で改めて選定していくという形になりますので。ただ、いただいた意見はやはり貴重な御意見だと思いますので、また参考にさせていただければというふうに思います。

はい、どうぞ。

#### 【西井委員】

ありがとうございます。このプロセスとして非常に公平なやり方で、民主主義的に決まっているなというのが今の御説明でも、それから先ほどの事務方の説明でも理解できたんですけども、じゃあオーソリティーって何の役割なのかと。つまり、ある程度、最後選定するとき、やはり見識の豊かな方がオーソリティーにいて、それによってこれを選ぶんだということになるからオーソリティーの役割というのが果たせるわけで、私が特に、企業経営者が恐れるのは、平準化の弊害みたいなことがあって、平均点では勝負ができないんですよ。企業とは違うんであれですけども。平均点がよかったらええもんですかということじゃないということも、多々あると思うんですよ。そういう観点で役割を果たすのがよいという。というふうに思うので、特に2

0人の方の見識というものが非常に重かろうなというふうに推定したものですから、多分ちょっと僭越ながらそれだけ意見を申し上げました。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。川崎のやり方、対応につきましては私が簡単に今、説明したとおりです。また必要があればもう少し詳しくお話しさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

#### 【野村委員】

御説明ありがとうございました。今回の方針の中に詳細を盛り込むことではないとは思いますが、ちょうど教科書の展示のお話が出てきているので、私も去年、実際、展示に足を運んでみて思うところがありましたので、この機会にちょっとお伝えをさせていただきたいなと思うことがあります。

まずは、本当に細かいことで恐縮なんですけど、教科書展示の看板が出ているんですね、会場の前に。それが全て漢字の表記でした。会場内は教科ごとに平置きで教科書が積んであるんですけど、その教科名も、紙が貼ってあってそれも全て漢字表記だったんですね。必ずしもお子さんたちが漢字を読めるわけではない年代の子もいらっしゃいますよね。特に昨年は小学校向けの教科書の展示だったので、展示にいらっしゃっているお子さんたちとの雰囲気との違和感がありました。漢字が苦手な方もいらっしゃいますのでルビを振るなどの配慮があってもいいのかなと思いました。

それから、会場のつくりにもよるので事情があると思うんですけども、会場入ってすぐにアンケートのコーナーがあって、奥に教科書が展示されているという会場がありました。そうなる何の展示か分からない人がぱーっと通りかかったときに、ちょっと見ただけじゃ何の展示かとても分かりにくくて通り過ぎてしまわれる方がいらっしゃったので、可能であれば教科書が前で、アンケートは奥でというようなレイアウトの工夫があってもいいのかなと思いました。

それから、これ会場を担当されていた職員の方にお聞きしたんですけども、平積みなので何の展示か分からなかったよというお声をいただくという、特定の会社の教科書を立てておくとかというの、こちらもアピールするわけにはいかないの、平積みという決まりがあるのかもしれないんですけども、例えば、現行の教科書を立てて掲示するなどであれば、どこかを優位性を持って展示しているとかというわけではないと思うので、何か教科書を立ててあることによって教科書の展示なんだなということが分かってもらいやすくなるのではないかなというように職員のお話もありましたので、ちょっとその辺り今回の展示で考えていただけたらうれしいなと思います。

それから、展示会自体が、私、小学校の息子いるんですけども、保護者の間であまり御存じない方のほうが多くてもったいないなと思いますので、ミマモルメを通した配信ですとか、学校を通して展示の案内を保護者の方に届けるというのも一つできるんじゃないかなと思いますので、今回ちょっと細かい話、指針にはちょっと関係はないのかもしれないんですけど、今年取組として検討していただければうれしいなと思います。お願いします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。御意見として可能なところは改善していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**議案第2号 令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱**

**【小田嶋教育長】**

次に、議案第2号「令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

**【北島指導課担当課長】**

それでは、議案第2号の「令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明させていただきます。

本要綱は、令和6年度に実施する川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の志願資格、学力検査の期日等を定めたものでございます。初めに、概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー04-2、議案第2号資料のファイルを開き、「令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の概要」を御覧ください。

「1 募集の区分」でございますが、全日制及び定時制の課程に応じて、それぞれ表に記載のとおりとしています。

次に、「2 志願資格」でございますが、初めに学区につきましては、全日制及び定時制の普通科は川崎市内、全日制及び定時制の専門学科は神奈川県内としております。

次に、就学の規制につきましては、全日制の普通科においては、本人及び保護者が市内に在住すること、専門学科においては、県内に在住することとしております。定時制の普通科においては、本人が市内に在住または在勤すること、専門学科においては、県内に在住または在勤することとしております。

また、就学の特例として、全日制及び定時制の普通科においては、川崎市外であっても県内在住者は志願できるものとし、この場合において入学許可数は、募集定員の8%以内としております。

次に、「3 選抜のための検査」でございますが、全日制につきましては、原則として5教科の学力検査を、昼間部を含む定時制及び定時制の定通分割選抜につきましては、3教科の学力検査

を実施するとしており、加えて、各校の必要に応じて特色検査を実施することができるものとしております。

募集期間、学力検査の実施及び合格発表の期日につきましては、表に記載のとおりとしております。

なお、参考資料として、2ページ及び3ページに「令和7年度入学者選抜における川崎市立高等学校の募集形態」を、4ページに「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）」を添付しておりますので、併せて御確認ください。

続いて、議案について御説明いたします。ファイルナンバー04-1、議案第2号のファイルを御覧ください。ただ今、概要を御説明いたしました「令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」でございます。本要綱に基づき、令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜を行ってまいります。教育委員会での可決後に市ホームページ等で周知してまいります。

なお、募集定員につきましては、本年10月の教育委員会で改めてお諮りする予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等お願いたします。

森川委員。

#### 【森川委員】

御説明ありがとうございました。何度か、ここの場のときにお話をさせていただいているんですけども、本筋から外れてしまうかもしれませんが、私は市立高等学校の定時制昼間部、定時制夜間部に非常に希望を持っております。近年増えております不登校の子どもたちの最後の受皿として、その子たちが高卒の資格を取るための最後の受皿として非常に希望を持っております。私立におきましては、不登校になった子たちの受皿はかなりありますが、そちらのほうは無償化対象ではないんですね。なので、かなり高い学費を払わなきゃなりません。不登校のお子さんを抱えている御家庭で、その学費を払えるおうちも少なく、決して多いとは言えません。ただ、こちらは学費無償化の対象になっておりますので、もっとそういう子たちの受皿になっていますよというアプローチ、私のほうはできる限り優先で、とかはしているんですけども、実際不登校のお母さんたちは学校からの案内はないという意見が多いので、そういった子たちの受皿、たとえ4年かかっても高卒を取る価値があると思うんです、その子の人生に、先々に。実際、市立の昼間部に行った子どもの保護者の方からお話を聞くと、中学校3年間行けなかったけども、希望に胸を膨らませて入学式に行ったと。入学式の翌日には学校側が、どのような配慮が必要ですかというお手紙が保護者宛てに出たらしいんですね。市立高校の夜間部は地域の支援課ともつながっておりますので、そういった細やかな支援が不登校に苦しんでいた保護者の方たちの、とても温かい励ましになったと思っております。なので、すみません、本筋から外れると思いますけど、もっとアプローチを、こういうのがあるよというアプローチをぜひお願したいと思っております。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございました。私も毎年、この件が出るとしつこく申し上げているような気がして申し訳ないんですけど、4-1のファイルの4ページのところです。選抜のための検査のところで、障害等のある志願者に係る選抜のための検査方法に関して必要な事項は、教育長が別に定めるという記述があります。恐らく、何か特別な配慮が必要なお子さんが相談の上で検査を受けられるようになっているということなんだと思います。私の息子も障害がありますので、その親御さんの気持ちを考えますと、まず一般の障害のない方の受検と比べますと、まずその相談を始めるということ自体のスタートラインがほかの方と違うというところで、とても苦勞が多いです。その関連でいうと、恐らく9(4)のように海外から戻られた方、海外から移住された方を保護者とする志願者も同じだと思うんですけども、何か配慮が必要だという方が受検するに当たって、そのどんな配慮が受けられるのかを調べるところから始めるというのが、とてもハードルが高いので、例えばですけども、前例としてどういった配慮が用意されていたのかという例をホームページなどに載せる。それから、相談する場合はいつ頃、どんな手続でもって相談をするのか、そのフローを載せるなどしていただくと、保護者としてもこの学校だったら、こういった配慮が受けられそうだから受検できそうだなというところもあらかじめ選ぶことができますし、相談もしやすいので、そういった情報の公開を積極的にしていただくと助かるなと思います。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。募集案内が出るのが10月ぐらいでしたっけ。

**【北島指導課担当課長】**

7月1日です。

**【小田嶋教育長】**

募集案内には、今おっしゃったような障害のある方への配慮事項、具体的なものとかって記載されていませんでしたっけ。そこではまだ出ていないんですかね。

**【北島指導課担当課長】**

具体的には配慮するということの文言入っている。

**【小田嶋教育長】**

具体的な事例については、そこには出ていない。

**【北島指導課担当課長】**

事例に関しては、出ていません。

【小田嶋教育長】

では今、野村委員がおっしゃったような、そういった具体的なものについては、積極的にというか、発信していかないと、なかなか必要な方の手元には届かないということですかね。

【北島指導課担当課長】

あと、相談をしていただくような形になるかと思しますので、御相談いただければというふうに思っています。

【小田嶋教育長】

西井委員。

【西井委員】

関連してなんですけどね、ちょっと委員同士のやり取りになっちゃうかもしれないんですけども、不登校の問題、それから障害を持っていらっしゃる児童生徒さんの問題。例えば企業の障害者雇用のテーマがあって、特にやはり川崎も含めてですけど、東京と川崎、大都市はなかなか基準までいかないんですよね。通勤のハードルがすごく厳しいということと、それから学校によって力を入れていらっしゃるのと、リクルーティングの問題で、大体そこにみんな集中するというのがあるって、そんなにたくさん出せないよというところが結構あると。一方で企業は、そういう仕事をつくりながら、もっと来てほしいと思っているところが結構あって、その間をどうやってつなぐかというコミュニケーションとか、よくこういうのに助けてもらうのは、NGOの方々とかで活動されている方々に間に入ってもらって、そういう事例みたいな話を、それから7月1日から募集されますから、もうちょっと手前から準備、家族で話をしてみませんかとかね。ちょっとそういう活動ってどうなんですか、難しいんですか、なかなか。現実的には、まだまだ難しいですかね。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【野村委員】

確かに親の会とか、そういうつながりがありますので、先輩の保護者の方から情報をいただくというような形が魅力ある形なのかなとは思いますが。ただ、私自身もすごく進路を探す中で思うことは、やはり自分の子どもにあった情報というのは自分で探すしかないということもありますので、その中で、自分の子どもが障害のあるとか不登校であるということを、どのくらい受容できているかの段階によって、周囲の人との支援とどれくらいつながれているか、それがもう如実に情報量に影響が出るんですね。まだ迷われていて、周りをつながりがなくても何とか情報を探しているような段階のお母さんだと、お母さんに限らず保護者の方ですと、まず親の会とか、周りから情報をもらえない。それから、自分がアクセスするにしても公的な情報というものも、わざわざ問い合わせなければ必要な情報が得られないとなると、ますますハードルが上がるんですね。日常生活が大変な中で、そういった情報を集めるという活動が、ほかの方に大変になってい

るということを開かれた学校としてそろえていってほしいという思いがあります。なかなか個人的なつながりの中で得られる情報というのが難しいので、そこをお願いしたいなと思っています。

**【小田嶋教育長】**

森川委員、どうぞ。

**【森川委員】**

ありがとうございます。企業の方が御興味を持ってくださることは非常にうれしいことだと思います。ただ、不登校の親御さんの場合は、不登校であるという姿と向き合う3年間、もしくは小学校のときの6年間、長い時間過ごしておりまして、先ほど野村委員のおっしゃった受容するというのが一つの大きな山場となっております。受容できた後に横につながるというのが、それがなかなか難しく、学校側にそれを望むのは厳しいのかもしれませんが、横につながって情報を流してというのが理想的な形ではあると思います。だから、先ほどおっしゃったNGOさんのお話がありましたけども、私がいろいろ関わった子で、不登校が続いて結局最終的には障害者認定を受けたんですけども、その中学校の間は保護者の方が受容できていなかったの、障害者認定を受けられませんでした。で、紆余曲折ありまして、18歳ぐらいのときに障害者認定を受けたんですけども、支援学校ですとか支援級ですとかで学習を積んでいないので、そこで障害者認定を受けたからといってNGOさんが保障ができないから紹介できないといった形で、NGOさんのほうで大きな壁が1個あって、その先に続かないという事例もあります。なので、一番大事なのは小学校、中学校の段階で横につながって、こういう場合の子は、こういうケースをたどれたよとか、先ほど野村委員もおっしゃった事例ですね、いろんな事例、それを名前とか出さなくていいので、分かりやすい形で保護者の方々にアピールして下さったら、うちの子どれならやっていけるかなというふうに親御さんのほうも受入れやすくなると思います。

**【西井委員】**

ありがとうございます。なんか総合すると、もうちょっと意見を出し合って知恵を集めると、解決法が生み出せるような気がしました。ちょっと時間の関係で今日は、そんなにこの場だけでそれに集中できないと思いますけど、ぜひ大きなテーマなので、お願いします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。今、高校の入学の募集選抜要綱ということから、子どもたちや保護者の抱えているニーズにどう対応していくかということで、これはさっきの話も入試の配慮も、実は入試だけの話ではなくて、日頃から授業、学校での教育活動を行っていくときに、その子の障害に応じた支援というのを必ずしているはずですよ。そうしていきやいけないし。その延長線上に入試の対応ということもあるのかなと思いますので、学校側がやっぱりいろいろ考えているところだと思うんですけど、当事者の保護者の立場からすると、切実な声かなと思いますので、そこはしっかり受け止めていただいて、今のお話も含めて、対応について考えていただければというふうに思います。

ほかには。芳川委員ですね、どうぞ。

**【芳川委員】**

今のお話とちょっと関連しながら、ちょっと違うかなと思うんですが、いつも思っていることですが、この入試要綱は、今保護者の話も出ているんですけども、学校が把握している資料と、保護者が持っている資料って、実は差があるのではないかと。だから、大抵は学校が先にいて、例えば、配慮を求めるときには中学の先生に聞いて、そこから高校に行くみたい。そういう段階があるような気がしていて、保護者自身ももっと気軽にこういう問合せができるとか、先ほど言った合理的な配慮がどこまでできるのかとか、そういう意味では高校の受け入れる窓口だとか、そこをもう少し詳しくホームページなり、何なりで書いていただくと今、保護者がもう少し簡単に聞ければなというふうに思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって本件は、原案のとおり可決されました。

**議案第3号 川崎市市民館条例の一部改正の方針について**

**議案第4号 川崎市立図書館条例の一部改正の方針について**

**【小田嶋教育長】**

次に、議案第3号「川崎市市民館条例の一部改正の方針について」、議案第4号「川崎市立図書館条例の一部改正の方針について」でございますが、これらはいずれも川崎市市民館及び川崎市立図書館に係る指定管理者制度の導入に向けた議案となりますので、一括して審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

異議なしとして、一括して審議いたします。これらの議案の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

よろしく願いいたします。それでは、議案第3号「川崎市市民館条例の一部改正の方針について」、及び議案第4号「川崎市立図書館条例の一部改正の方針について」、御説明いたします。

ファイルナンバー05、議案第3・4号のファイルをお開きください。

1ページお進みいただき、2ページの「1 条例改正までの経緯」を御覧ください。

「(1) 今後の市民館・図書館のあり方」でございますが、令和3年3月に、市民館・図書館が地域の中でそれぞれの機能を最大限発揮しながらその役割を果たしていくため、施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定したものでございまして、「今後のめざす方向性」といたしましては、「行きたくなる市民館・図書館」、「まちに飛び出す市民館・図書館」、「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館」とし、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していく、としております。

3ページを御覧ください。「(2) 市民館・図書館の管理・運営の考え方」でございますが、令和4年8月に、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、策定したものでございまして、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしております。

4ページを御覧ください。「2 指定管理者制度導入予定時期」でございますが、本議案の対象館を、緑色のセルでお示ししておりますが、令和8年2月に、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館、令和8年4月に、多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館、麻生図書館柿生分館に指定管理者制度を導入する予定でございます。なお、黄色がかかったセルにございます教育文化会館、教育文化会館大師分館、教育文化会館田島分館も令和8年2月に導入を予定しておりますが、これらにつきましては、この後、議案第5号「(仮称)川崎市川崎市市民館・労働会館条例の制定の方針について」で御説明させていただきます。

右側にまいりまして、「3 指定管理者制度導入後の各館関係図」でございますが、黒色は直営館、白色は指定管理者制度導入館、青枠は、同一指定管理者で対応することを示しております。また、図書館は、直営館が隣接区の指定管理館のモニタリングを行ってまいります。

5ページを御覧ください。「4 導入スケジュール」でございますが、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館につきましては、本年6月の市議会定例会に条例改正議案の提出を予定しており、その後、募集準備を行い、令和7年1月に指定管理者の募集開始、3月には民間活用事業者選定評価委員会を開催し、指定管理予定者を選定いたします。その後、同年6月の市議会定例会において指定議案を提出し、令和8年2月から指定管理者による運営を開始する予定でございます。

多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館、麻生図書館柿生分館につきましては、本年6月の市議会定例会に条例改正議案の提出を予定しており、その後、募集準備を行い、令和7年4月に指定管理者の募集開始、6月には民間活用事業者選定評価委員会を開催し、指定管理予定者を選定いたします。その後、同年9月の市議会定例会において指定議案を提出し、令和8年4月から指定管理者による運営を開始する予定でございます。

6ページを御覧ください。「5 条例改正の方針」でございますが、「(1) 川崎市市民館条例」につきましては、多摩市民館、麻生市民館及び麻生市民館岡上分館に指定管理者制度を導入する

ため、条例第4条の2に、対象となる施設名称を追加するなどの改正を行うものでございます。

「(2) 川崎市立図書館条例」につきましては、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館に指定管理者制度を導入するため、条例第5条に対象となる施設名称を追加する改正を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はございますでしょうか。

西井委員。

**【西井委員】**

一連の行政施設、協力施設を有効活用して、三つの観点で効率よく、そしてまた市民の方に使っていただけるようにという考え方に沿っているもので、賛同できるというふうに思いますし、いいかなど。一つだけ、この後に多分、これの条例改正を検討されて、方針とか決めて、それで実際にそれを運営していく形になるときに、指定管理業者さんを募集するわけですね。そのときに、先ほどの狙い、目的のところを照らし合わせて、どういうところを指標として、よりよくしてもらうような業者さんを選ぶのかというね。そこの設定がこれから多分頭痛いところだと思うんですけど、ぜひそれをしっかりとつくっていただいて、それで選んだだけじゃなくて、選んだら次は、それが本当に業者任せじゃなくて、そのように動いているかどうかというところ、ぜひ毎年とは言わなくても、チェックしていただいて、あかんかったらもっとええところに変えるという、それをぜひやってほしいなと。といいますのは、ちょっと長くなるんですけども、小さいんですけど、私が目黒区のほうにある味の素の関係で公益財団法人の食の文化センターというところの理事をやっています、そこで視聴覚の専門図書館があるんですよ。それで、目黒区内とか港区とかの横同士のつながりで、どうやって活用してもらおうかというのを図書館横断の交流会みたいなやつをやって、企画展を交互にやるだとかね。やってみただけ全然来訪者が増えないよとかね、アクセス数が増えないとなると、ちょっとここ変えてみようかというのを毎月のようにずっとやっているものですから、ぜひ頑張っていただきたいなと、このように思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。御意見としてしっかり聞いて、今までもいろいろな立場から御質問や御指摘いただいたところで、やっぱり仕様書の在り方とか、選定後のモニタリングの在り方に関わってくるところは重要な指摘だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

この問題は、今までも段階的にこの委員会の中でも議論しながら、いよいよ条例の改正の具体的な段階ができたというところだと思います。この時点で改めて思ひますのは、最初の1ページ

になるでしょうか、今後の目指す方向性、この中で特に行きたくなる市民館・図書館、それから右端の地域の“チカラ”を育む市民館・図書館、この辺りがとても重要だと思っています。特に市民館は、どうしても現状ではなかなか利用している層といいますか、利用者の方が割と限定的になりがちということがあるように見ております。ですから、指定管理者の民間の発想から、今までにない利用者層をどんどん開拓して、本当に市民みんなの市民館というふうにしていけるような業者の方とか、NPOになるか企業になるか分かりませんが、そういう機関の方をお願いしたいと思います。

それから、地域の“チカラ”も同様でございます、市民館は川崎では公民館として位置付けているわけですね。公民館は戦後間もなくつくられ、文部省の所管ではありましたが、まちづくりのための拠点として地域づくり、郷土を復興させるための拠点としてつくられたものでしたよね。ですから、学ぶことを通して、そしてしかも学び合い、みんなでつながりながら学び合いを通して地域をよくしていくための拠点として公民館がスタートしたので、その原点に立ち返り、現代の社会における地域の活性化の拠点とは何なのかということ、ぜひ指定管理者の方にも追及していただいて、地域の“チカラ”を育む市民館を活性化させていただけるといいなというふうに思います。そのための指定管理者制度の利用というふうに考えていますので、教育委員会としても、これをウォッチングしながら、いい形で指定管理者制度を運用できればいいなと思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

長い間、ありがとうございます。私も、とても期待をしております、10年後の未来に向けて今のように高齢者の、昔すごい色々立ち上げてくださった高齢者の方たちと、あと貸出しの卓球場ではなく、10年後にそこに住んでいるような若い世代、今、若い世代、子育て世代の方たちの居場所になるような、あそこには集まれる場所があると思われるような、そんな発想をできる指定管理者さんなり何なり入ってくださったらありがたいなと思っております。とても居場所は子どもにとっても、悩める保護者にとっても、居場所はいくつあってもいいので、とても期待しております。よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいですか。

それでは、議案書6ページの「5 条例改正の方針」につきまして、お諮りしたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行います。

まず、議案第3号、議案書6ページ上段の「(1) 川崎市市民館条例」について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、議案書6ページ下段の「(2) 川崎市立図書館条例」について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出いただくようお願いいたします。

<以下非公開>

## 10 報告事項Ⅱ

### 報告事項No. 2 教育委員会関係訴訟案件について

伊藤庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 2は終了した。

## 11 議事事項Ⅱ

### 議案第5号 (仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

議案第5号「(仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いします。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

それでは、議案第5号「(仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定の方針について」、御説明いたします。

ファイルナンバー07、議案第5号のファイルをお開きください。

1ページお進みいただき、2ページの「1 再編整備の概要」でございますが、川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、(仮称) 川崎市川崎市民館・労働会館を設置し、それぞれの館がこれまで行ってきた事業を継続するとともに、

2つの機能が同一建物内に設置されていることのメリットを生かし、幅広い利用者層に対応した事業・サービスを推進していくものでございます。

3ページを御覧ください。「2 これまでの経過」でございますが、下の表にございますとおり、平成30年3月の「川崎区における市民館機能のあり方について」の策定に始まり、令和4年8月には「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定いたしました。

4ページを御覧ください。「3 改修工事について」でございますが、表のNo. 1から6までの工事につきまして、工事請負契約を本年3月25日に締結したところでございます。

5ページを御覧ください。「4 工事スケジュールについて」でございますが、本年4月に工事着手し、令和7年12月に完成予定でございます。また、教育文化会館は、新施設の供用開始後に解体工事に着手し、令和10年4月に市民が利用できる多目的広場として供用開始する見込みでございます。

6ページを御覧ください。「5 条例制定等について」でございます。「(1) 概要」のとおり、新施設は各施設の機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴があることから、個別条例の改正ではなく、複合施設条例を制定いたします。また、条例は経済労働局と教育委員会事務局の共管とし、財産については経済労働局の単独所管といたします。

「(2) 主な内容」の「ア」でございますが、新施設を川崎区の市民館として位置付けることから、名称は「川崎市川崎市民館・労働会館」とし、利用時間等は既存施設と同様とする予定でございます。

7ページを御覧ください。「イ 設置目的」は、市民館条例の「市民の教養の向上を図ること」、労働会館条例の「労働組合その他諸団体の健全な発達を図り、及び労働者の勤労意欲の向上を図ること」に加え、複合施設の特性を生かし、「利用者の交流を促進すること」とする予定でございます。

「ウ 利用区分」は、表の上段の大ホール等、中段のルーム等は、これまでと同様、午前・午後・夜間の3区分とし、新たに整備するスタジオやオンラインルームは時間貸とする予定でございます。

8ページを御覧ください。「エ 利用料金」は、他の市民館、教育文化会館及び労働会館等を参考に設定してまいります。

「オ 指定管理者」は、一つの指定管理者が施設全体の管理運営を行い、指定管理の対象範囲は、新施設と大師分館、田島分館とする予定でございます。

「(3) 規則、要綱、マニュアル等」でございますが、減免措置や施設予約の事前優先申請等を規定した規則、要綱等を制定するとともに、諸室の予約方法などを定めたマニュアルを作成いたします。

次のページ、9ページに、減免措置などは、記載のとおりでございます。

また、10ページを御覧ください。「6 災害時の対応について」でございますが、震災や風水害等が発生した場合の対応について、迅速かつ的確に対処できるよう、災害対応マニュアル等を作成してまいります。

次のページ、11ページに、災害時等の対応例をお示ししております。

12ページを御覧ください。「7 今後のスケジュール」でございますが、表の上段「条例・規則要綱等」につきましては、市議会常任委員会に検討状況を報告した後、本年6月の市議会定例

会に条例案を提出し、施行規則及び関連要綱の制定や改正を行ってまいります。

中段「施設管理」につきましては、令和7年1月に指定管理者を公募、同年3月に選定を行い、同年6月の市議会定例会に指定議案を提出した上で決定し、その後、開館準備を行い、令和8年2月に供用開始する予定でございます。

13ページには、参考として新施設のフロア構成やイメージパースを掲載しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等お願いいたします。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

御説明ありがとうございました。先ほど議案第3号のところでも、市民館は公民館として位置付けるという話を出ささせていただきましたけれども、この従来の教育文化会館は、川崎区における市民館の位置付けとして位置付いていて、しかも条例の中では明確に社会教育法という言葉も出しながら、公民館としての位置付けを明記してきたと思います。そういうことを考えたとき、この後継施設の位置付けである、川崎市川崎市市民館・労働会館の場合、新しい条例の中で、どういふ言葉が必要かと考えたとき、今の御説明の中の設置目的のところでも市民館条例の市民の教養の向上を図ることということが書かれておりますけれども、これだけではなかなか物足りないので、新しい条例の中で法令上の公民館としての位置付けを明確に担保できるような内容を記述する予定だというふうに理解してよろしいでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

いかがですか。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、教育文化会館につきましては、今、目的の中に地方自治法及び社会教育法の精神に基づきという言葉が入っております。ただ一方、市民館条例におきましては、社会教育法の公民館の目的が書かれております第20条から文言を引用しております。この規定を守って、この目的に入れた形で社会教育法の第2条を定める公民館という形で掲載しております。

新たに設置します川崎市川崎市市民館・労働会館における市民館機能につきましても、当然、社会教育法第24条に定める公民館といたしますけれども、条文につきましては既存の条例を参考にしながら、現在法制部門ですとか、関係部局と調整を進めているところでございまして、もう少し調整をしていただくと考えているところでございます。

以上でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第5号につきましては、議案書6ページ「5 条例制定等について」に記載の内容について、お諮りします。原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(15時43分 閉会)